

公の施設【基本情報】

施設名	老人憩の家 松崎荘
所管部・課	東区役所健康福祉課
所在地	新潟市東区松崎1丁目14番33号
根拠法令	地方自治法第244条の2第3項
設置条例	新潟市老人憩の家条例及び同条例施行規則
施設概要	敷地面積389.34㎡ 延床面積237.01㎡ 【建物構造・主な施設内容(構成施設の内容)】 事務室(13畳), 広間(27畳), ワークルーム(18畳), 浴室(男女各1) 【入浴利用料金】 定期利用券による利用以外の利用(1回) 100円 定期利用券(1か月) 500円 定期利用券(6か月) 3,000円 定期利用券(1年) 10,000円

施 設 の 設 置 目 的
高齢者の健康を保持し、その福祉の増進を図るため新潟市老人憩の家を設置する。
管 理 ・ 運 営 に 関 する 基 本 理 念 , 方 針 等
【老人憩の家 基本方針】 ①地域の高齢者の健康を保持し、その福祉の増進を図る。 ②新潟市老人憩の家の利用者が、平等利用ができるよう努める ③新潟市老人憩の家を事業計画に沿って適正に管理を行い、地域との交流を図る